



2024年5月28日

各 位

会社名 株式会社電算  
代表者名 代表取締役社長 轟 一太  
(コード番号：3640 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理本部長 穂川 尚実  
TEL. 026-224-6666

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2024年5月28日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第59期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- 取締役会の監督機能の強化及び業務執行における意思決定の機動性と柔軟性の向上を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- 本定時株主総会の終結の時をもって満了する当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について、これを継続せず、廃止することに伴い、現行定款における買収防衛策に関する規定（第8章 買収防衛策第49条及び第50条）を削除するものであります。
- 上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更の内容」のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日
定款変更の効力発生日	2024年6月27日

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(「株式取扱規程」)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(「株式取扱規程」)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>14</u>名以内とし、監査等委員である取締役の員数は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第33条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第37条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(「監査役会規程」) 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</p>	<p>(「監査等委員会規程」) 第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</p>
<p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第425条第1項等法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p>第8章 買収防衛策</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(買収防衛策の導入等) 第49条 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会の決議または取締役会の決議により決定することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り 方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会 社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防 止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付 行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が 定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p> <p><u>(対抗措置発動等の決定機関)</u></p> <p>第 50 条 当社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところによ り、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により 取締役会の権限として認められている措置をとる場合ま たは大量買付行為に関する事項については、取締役会の決 議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議によ る委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>附則 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 59 期定時 株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前 の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。</p> <p>2 第 59 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含 む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定 する契約については、なお従前の例による。</p>

以上